### 特集 ● 歴史的岐路に立つ生存権と社会保障

# 人権としての社会保障・生活保護と社会保障裁判

### 井上英夫

#### はじめに 軍事国家か福祉国家か

「戦争に生活保護費を使わないでください。

親子4人で暮らしていました。生活保護費の老齢加算の減額で2人分の30%も減らされました。

私も東京へ行って一言言いたいのですが、88 歳になってとても行けそうにありません。すみま せん。最高裁の裁判長に、お願いいたします。ぜ ひ老齢加算をもとに戻してください。

お父さんは、満州へ行き、シベリアへ3年間も、強制労働を強いられて、日本へ戻ってきました。 冬は零下30度から40度にもなり、とても寒かったと話していました。

戦争は、二度と起こしてはなりません。

老い先短い人生だけど最後まであきらめないで 頑張って行きます。どうぞ、皆さんもお体に気を つけてみんなで頑張りましょう。」

生活保護の老齢加算復活を求める熊本生存権裁判原告の西村カシさんが、2015年5月18日の福岡高裁の不当判決に対して上告し、闘う決意を示されたものである。

「戦争に生活保護費を使わないでください。」

この短い文章が実に的確に現在の状況と働く 人々の願いをあらわしている。貧困の拡大と深化 により、国民生活は苦しくなるばかりである。と ころが、国の回答が、経済財政諮問会議の骨太方 針 2015 である。毎年 3000 ~ 5000 億円の生活保 護をはじめとする社会保障費用を削減し、集団的 自衛権行使により外国への侵略さえ可能にする軍 事費を増額するというわけである。まさに、軍事 国家か福祉国家か、が問われている<sup>1)</sup>。

# 1 平和的生存権と人権としての社会保障——憲法 9 条と 25 条は一体である

第2次大戦後の1946年に公布された日本国憲法前文は、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と、平和的生存権をはつきりうたっている。戦争やテロの「恐怖」から免れるために、憲法9条は戦争、軍備を放棄し、「欠乏」すなわち飢餓や貧困から免れるために25条で生存権、生活権、健康権、文化権の保障とその具体化としての社会保障、社会福祉、公衆衛生の向上・増進を謳っている。ここに、広い意味の社会保障が人権としての地位を占めているわけである。

人類は、戦争やテロが飢餓や貧困を生みだし、他方、飢餓・貧困こそ戦争の原因となるという歴史をたどってきた。平和的生存権は、この歴史に終止符を打とうという人類初の挑戦であり、憲法はまさに世界の先頭を走っている。前文、9条と25条、さらに人権の理念としての人間の尊厳を保障する13条は一体である。まさに、平和があってこその人権保障、社会保障である。そして戦争がないだけでなく、人権とりわけ社会保障権がすべての人に保障されてこその平和である。積極的平和とはこの意味で用いられるべきである。20。

# 2 憲法 25 条はすでに「改憲」されている――社会保障制度改革の社会保障像

日本の「欠乏」すなわち貧困の拡大・深化に対する日本政府の回答が、「社会保障制度改革推進法」である。制度改革推進会議、プログラム法による全面的な社会保障制度「改革」が始まり、生活保護基準は、2013年8月、暮れには年末一時金、冬季加算、2015年4月には三度目の引き下げが実施されている。そして、1950年制定以来初めての本格的な生活保護法改正が行われた。

2012年4月の自民党の憲法改正草案も、25条の生存権保障は否定できないで瑣末な字句修正にとどまっていた。ところが、自公民三党合意による同年8月の推進法は、社会保障制度改革の基本を「自助、共助、公助」とした(2条)。

「制度改革」は、個人の尊厳の保持、社会的排除の回避等の現代的用語をちりばめ進められているが、80年代の第二次臨時行政調査会時代の「日本型福祉社会」を彷彿とさせ、さらに立法化するという新たな段階に踏み込んでいる。その社会保障像は、社会保障の恩恵から権利、なかでも人権へと発展してきた歴史を無視した主張である。思想的には、第二次大戦前の恩恵の時代、しかも救護法時代(1929(昭和 4)年)ですらなく救恤規則(1874(明治 7)年)の時代に立ち戻っている。

この自助、共助、公助論は、社会保障の「保障」の放棄、すなわち公的(特に国の)責任の縮減、放棄を意味するが、そのことを象徴する言葉が「支援」である。障害者自立支援法、生活困窮者自立支援法等が典型である。すでに社会保障は、その姿を変え「国・自治体」による「保障」制度から、社会保障の名に値しない「支援」制度へと変質させられている。

こうして見ると、少なくとも、憲法 25 条の社 会保障制度にかかわる部分は、社会保障制度改革 推進法により既に改憲されていると言わざるをえ ない。下位の立法による最高規範憲法の改悪である。それは、日米安保条約・地位協定・自衛隊法等によって無視され、解釈改憲によってずたずたにされている第9条の姿に重なる<sup>3)</sup>。

### 3 憲法 25 条を「保持」し、発展させる ---生存権、生活権、健康権、文化権の 重層的保障

改めて日本国憲法第25条を見てみよう。

1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度 の生活を営む権利を有する。

2項 国は、すべての生活部面について、社会 福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努 めなければならない。

国際条約と比較して見ても、憲法 25 条はよく 考えられた条文で、ごく分かりやすい表現と構造 で、生存、生活、健康・文化への権利と国の保障 責任を謳っているが、以下の点、さらに豊かに発 展させる必要がある。

#### 1) 社会権、生存権的基本権の基底的権利

憲法 25 条は、単なる生存権=「最低限保障」ではないことに、あらためて留意する必要がある。 25 条の保障する人権は、単に社会保障(社会福祉、公衆衛生)の権利であるばかりでなく、教育権(26 条)、労働権(27 条)、労働基本権(28 条)等、他の社会権ないし生存権的基本権、さらには財産権(29 条)も含めた人権の基底的権利である。

# 2) もの、人、金の保障とともに自由と独立の保障を

一人権の保障は、金、物、人の保障だけで良いわけではない。憲法 25 条も「健康で文化的な生活」と言っている。現代では、社会保障も、単に金銭的、物的、人的サービスを保障するだけでなく、憲法 13 条の人間の尊厳の保障、すなわち自己決定により自らの生き方、たとえば施設(ホーム)で暮らすか自宅で暮らすかを選択し、決定できな

ければならない。また、参加により自ら受ける サービスの量・質についても決定できる自由と独 立が保障されなければならない。

また、社会保障は必要とするすべての人に等し く保障されなければならない。この意味で憲法 13条、14条、憲法25条が一体となって人権とし ての社会保障の根拠となっている<sup>4)</sup>。

### 3) 生存権、生活権、健康権、文化権の重層 的保障

憲法第25条を素直に読めば、「生存権」=最低限度の生活の保障はもちろんのこと、他の人々と同等の十分な生活を保障する生活権、そして、「できる限り最高の健康」を享受する権利としての健康権、さらには文化権を重層的に保障している。生存権と最低限度という言葉のニュアンスから脱却し、より豊かな発想をもって憲法25条にあらたな息吹を注ぎ込む時が来ている。

# 4) 憲法 25 条=生活保護=最低限保障ではない

1項の「健康で文化的な最低限度の生活」という保障水準は、もちろん生活保護において保障されるべき生活の基準であると同時に、国ないし自治体の保障すべき義務の程度を表している。

憲法も明言しているように、最低生活が、動物 的生存や「ギリギリの緊急的生存」であってはな らず「健康で文化的」な水準でなければならない のはもちろんであるが、さらには、国には、「最 低限度」の生活を常に引き上げ、向上させ、「十 分」な生活、さらには「最高水準」の健康を保障 する義務がある。2項では、社会保障等の政策に ついて量的、質的な向上・増進義務を課している。

憲法制定当時の一億総飢餓状態と壊滅した経済 状況の時ならば、「生存」の保障でやむを得なかっ たといえるであろう。しかし、それから、70年 近くを経て世界屈指の経済力と「豊かさ」を誇る 現在の日本においていつまでも「最低限度」の保 障に止まっていて良いはずはないであろう。

### 5) 改悪、引き下げ、後退は、憲法 25 条 2 項「向上・増進義務」違反

生存権裁判で問題となっている生活保護基準の 引き下げを先導役に年金、医療、介護、福祉等あ らゆる分野で社会保障の権利の剥奪、後退が相次 いでいる。現代の改悪立法、行政に対しては、憲 法 25 条 2 項が活用されなければならない。素直 に解釈すれば、現在の社会保障改悪・後退の立法 や行政はこの 25 条 2 項違反である。仮に、合憲 であるというならば、国が財政事情等合理的理由 について立証しなければならない。

この点、生活保護の老齢加算廃止の経過を検討し、その杜撰さを指摘し、保護基準の改定(不利益変更)に合理性を欠き、社会通念上著しく妥当性を欠くとして、生活保護法56条違反とした2010年6月14日の福岡高裁判決こそ憲法25条に忠実な判決である。

#### 6) 従属から自立、そして独立へ

近年は、特に自立が強調されている。そしてそれは「支援」とセットに使われている。しかし、 国際条約等の国際文書で用いられているのは Independence、独立である。それを日本では自立と訳している。もちろん、自立の本来的意味として経済的、社会的、あるいは精神的自律も含んだ自立であること、日本の障害のある人の運動がその意味での自立生活運動として展開されてきたことは、十分承知している。

・ところが、日本の政策で言われるところの自立 は、「自助・自己責任」とセットにされ、社会保 障や福祉サービスを受けず、つまりお上のやっか いにならないという意味で使われる。介護保険で 自立判定とは介護給付をしないということであり、 生活保護で自立(助長)とは、生活保護を受けさ せないこと、生活保護を打ち切り、廃止すること として運用されている。しかし、国際文書の「独 立」生活とは、諸種の社会的サービスを十分に受 け、諸権利を活用しながら、家族や施設職員、役 人に支配されないで自己決定しながら生活してい くことである(従属からの脱却)。

#### 7) 支援(公助) から保障へ

人権とはそもそも、基本的には国民、個人が政府に対して要求し、政府によって保障されるものである。したがって、日本国憲法はもちろん「障害のある人の権利条約」等も、国民に権利があり、国(自治体も含む)に保障の義務があると明記している。

ところが、最近は、国が保障責任を放棄し、国 民に転嫁する(自立自助、自己責任そして家族、 地域の相互扶助=共助などの協調)という傾向が 立法、行政に顕著である。

代表例が、介護保険法であり、障害者自立支援 法である。介護や福祉サービスは、利用者が、契 約でサービス提供事業者から買いなさい。契約上 の権利を消費者として上手く、賢く行使しなさい。 行使については国や自治体が支援します(公助)。 ただし、直接サービス提供はしません、民間に やってもらいましょう。サービスが受けられなく ても、質が悪くても、行政に責任は無く、それは 利用者=消費者の自己責任ですよというわけであ る。

福祉が、「措置から契約へ」転換され、自己決定・選択できる、権利性も強まると大宣伝された。しかし、これは、「保障から支援へ」、「公的サービスから商品へ」、国民が「権利主体から消費者」になったということである。結局、買える人、契約できる人は選択も自己決定も権利として獲得できるが、「購買力」のない人、契約を結べない人は無権利であり、サービスは受けられない。

改めて、生存権、生活権、健康権、文化権にか

かわる社会保障・社会福祉は、国や自治体が支援 でなく保障する責任がある(公的責任)という原 則を共通認識とすべきである。

#### 8) 豊かな歴史観・世界観を学ぶ

憲法 97 条は、「この憲法が日本国民に保障する 基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の 試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すこ とのできない永久の権利として信託されたもので ある。」と規定している。

憲法の持つ、過去、現在そして将来を見通した 歴史観と一国にとどまらない人類的観点・世界観 を一人ひとり共有する必要がある。

#### 9) 国際的視点 --- 国際条約の遵守と批准

憲法 98 条 2 項は、「日本国が締結した条約及び 確立された国際法規は、これを誠実に遵守するこ とを必要とする。」と規定している。 憲法制定後 の、国際的な人権保障、社会保障の発展はめざま しいものがある。その意味では、憲法の人権保障 の規定は、時代遅れである。しかし、憲法改正は 必要なく、豊かに発達、発展した国際条約を批准 し、国内法の整備を図れば十分である。

なお、1999年は国際高齢者年であり、2002年には国連の行動計画も策定されている。残された「高齢者のための人権条約」の採択と批准運動も21世紀社会保障運動の重要な課題である50。

# 4 権利としての社会保障から人権としての社会保障・生活保護へ

国の社会保障政策が「貧困」で違憲なのは、事 実であるが、私達も憲法 25条、社会保障・生活 保護を余りに貧しいものとして捉えてはいないだ ろうか。憲法 25条はより豊かな内容をもってい るし、社会保障・生活保護ももっともっと豊かで よい。金、もの、人という資源を豊かに持ってい る現在の日本でそれが実現できないはずはない。

# 1) 人権としての社会保障発展の歴史と理念、原理、原則

まず、社会保障が恩恵の時代、契約そして法律による権利の時代を経て、今や権利の中でも最高位の人権として保障される時代になっていることを確認する必要があろう。生活保護では、朝日訴訟で問われた、生活保護受給権が生活保護法上の権利なのか、憲法上の権利すなわち人権なのかあらためて問わなければならない。

福祉国家の柱となる人権としての社会保障を法律や制度、政策によって現実のものとするためにはその方向性を示す理念(目的)とそれをより具体化した原理、原則が大事である。

私たちは、人権としての社会保障について、人間の尊厳の理念、自己決定・選択の自由そして平等の原理を掲げ、働く人々が歴史的に闘い取ってきた15原則を①権利性②保障水準③公的責任と制度運営④企業責任の4大原則にまとめ提起してきた。これら諸原則は、立法、行政の法解釈・適用に貫かれなければならず、司法府の違憲判断の基準ともなるべきものである。紙幅の関係で内容は省略せざるを得ないので前掲書『新たな福祉国家を展望する』等を参照していただきたいっ。

# 2) 生活保護を豊かに、生活保護行政を適正に

この間の社会保障制度改革そしてこれに対する 国民の生存権保障運動との対抗関係をみれば、生 活保護が焦点の一つであることは間違いない。人 権にふさわしい生活保護とするための改善点をあ げておきたい<sup>8)</sup>。

#### 1) 劣等処遇意識の克服

生活保護の歴史は、劣等処遇意識と保護を受けるのは「恥だとする刻印 (スティグマ)」と本人・家族の恥意識の克服の歴史である。

生活保護制度は、最後のセーフティネットとして重要で、何より保護を受けやすくし、最低生活

もつねに向上・増進させなければならない。同時 に、生活保護によらずに、他の雇用、年金、医療、 福祉、教育等の保障により十分に生活できなけれ ばならない。生活保護の補足性原理とはこのよう に捉えられるべきである。

他法、他施策がある場合(適用されているかどうかにかかわりなく)は生活保護を受けさせない、逆に、生活保護がある以上他の制度は不十分でも憲法25条違反にならないという政府、最高裁(1982年の堀木訴訟大阪高裁判決に顕著である)の主張は間違っている。

しかし、この主張は、私たち国民のあいだに根強く存在する恩恵意識、劣等処遇意識に支えられている。低所得、貧困者は「弱者」で可哀そうだ、保護してやる。しかし、貧困に陥るのは、怠け者だ、自助努力が足りない。税金で食わしてもらっているのだから、働いている人たちより低水準の生活で当たり前だ。生活保護基準は高すぎる、低くしろ、と。賃金が低すぎるのが問題なのだが、非正規労働、ワーキングプアの増大する中、生活保護バッシングに大きな機能を果たしている。

この意識は、さらに、文句を言うな、保護されているくせに生意気だ、まして裁判などとんでもないという権利性の全面否定と、お上や人様の世話になるなという「自立自助」、「自己責任論」へとつながる。先のように、近年、特に自立が強調され、支援とセットで使われている。

#### 2) 生活保護法から独立生活保障法へ

先のように、障害のある人の権利条約等の国際 条約の目標原理は Independent Living、独立生 活の保障である。ところが、日本の生活保護で自 立(助長)とは、法の本来の趣旨とは異なり、生 活保護を受けさせないこと、生活保護を打ち切り、 廃止することとして運用されてきた。しかし、生 活の保障は、憲法 25 条が明言するように、国民、 個人に権利があり、国(自治体も含む)に保障義 務がある。恩恵主義と劣等処遇意識を克服し、保 護される対象ではなく、権利の主体として、「自立」ではなく独立を、支援ではなく保障を。

ここに、生活保護法の独立生活保障法への改正を提起するわけである。障害者自立支援法、障害者総合支援法も、さらに一歩を進め「固有のニーズをもつ人の独立保障法」でなければならない<sup>9)</sup>。

#### 3) 生活保護行政を「適正」に

緊急の改善点は、生活保護行政を憲法、生活保 護法を正しく解釈し、運用するよう次のように 「適正化」することである。

①「漏救」を無くし、捕捉率を引き上げる。② 生活保護基準を引き上げ、賃金を上げる。③生活 保護基準を「健康で文化的」な生活を保障するよ う最低生活から「人並み」な生活へと引き上げる。 ⑤扶養義務を親の未成熟子への義務にとどめるよ う行政を適正化するだけでなく、民法改正を行う。 ⑥利用者の「独立」を図るためにケースワークで きる社会福祉士・精神保健福祉士等の福祉専門職 公務員を増やす。

### 5 「人権のためのたたかい」としての社 会保障裁判

#### 1) 憲法 97 条と 12 条

憲法 97条は、人権保障は「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」であると明言している。その「努力」は英文では Struggle であり、権利のための闘争である。人類は、人間の尊厳、基本的人権の獲得のために、長きにわたる「努力」をしてきた。フランス革命やアメリカ独立戦争等はもちろん、日本でも自由民権のたたかいがあった。さらには、第二次世界大戦の悲惨な結果から、世界人権宣言、日本国憲法を生み出してきた。

この点、憲法第12条が、人権を「保持」するには国民の「不断の努力」が必要だと述べていることにも通じている。「不断の努力」義務は憲法が国民に求めている最大の義務といえよう。そうした不断の努力なしに天から人権が与えられたり保障されたりするものでは決してない。その意味

では、非常に厳しく神聖な義務を憲法は国民に課している。改憲論者が、「憲法には義務規定が少なく権利ばかりだ」といった議論をするが、憲法の姿勢はそのような生易しいものではない。

日本国憲法の三本柱の一つとして、平和主義、 国民主権と並んで基本的人権の保障がある。立法 府、行政府、司法府は、人々の人権保障のために 組織され、国民から委託されたその権限(三権) は、人権保障のために行使されなければならない。 そのため、憲法は、違憲立法審査権を裁判所に付 与していて、違憲と判断された法律、行政(行 為)は無効となるのである。

社会保障も恩恵、法律や契約上の権利の時代を経て、権利の中でも最高位の人権として、憲法25条の生存権保障の一つとして保障されている。したがって、社会保障の権利が侵害、剥奪された場合、すべての人は裁判に訴えることによって違憲立法審査権を行使することができる。立法、行政(行為)が社会保障を後退させ、奪うようなら無効となる。

人権としての社会保障は、憲法 97 条のいう世界の人々の闘いによって獲得されてきたものであるが、そのたたかいの一つが社会保障裁判である 100。

#### 2) 社会保障裁判の歩みと意義

社会保障裁判には、①誤った法律や行政を正し、 侵害された権利を回復し、社会保障を必要とする 人々に具体的な福祉サービスや所得、医療・介護 の保障、さらには申請権等の手続的権利を保障す るという直接的な効果がある。②仮に敗訴した場 合でも、朝日訴訟のように保護基準を引き上げ、 堀木訴訟のように立法改正をもたらす等の効果を 上げる。さらに、③原告のみならず弁護士、支援 者の運動を通じて国民の権利意識を高め、人権と しての社会保障を発展させるという意義がある。

日本の場合、社会保障裁判は新憲法の下で発展してきたが、およそ四つの時期に分けられる。

第一の波は、朝日訴訟に代表される。第二次大 戦後、戦争に敗れた日本が、1950年の朝鮮戦争 を契機に再軍備する一方、高度経済成長により経 済的に「復興」していく時期である。生存権の性 格と「健康で文化的な最低限度の生活」の基準、 皆保険の意味等が問われた。

1960年の東京地裁判決は、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を国民の具体的権利として認め、厚生大臣の決めた保護基準(日用品費)が「健康で文化的」なものとは言えないとし、憲法・生活保護法違反とした。

朝日訴訟運動は、「燎原の火のごとく」広がり、 国民的大運動となり、「人間裁判」と呼ばれた。 国民に生存権の存在を認識させ「権利としての社 会保障」を生み出し、それ以降の日本の社会保障 発展に大きく寄与したものである。

第二期は、堀木訴訟に代表される70年代から80年代初頭の時期であり、憲法14条と社会保障における平等が問題となった。

72年、神戸地裁は、母子家庭での子供の養育 と視覚障害というハンディに対して児童扶養手当 を支給しないのは、障害と女性であることを理由 とする二重の差別であるとして支給禁止条項を憲 法14条違反とした。高度経済成長を背景に、日 本の社会保障も、制度的には一応整備されたとさ れ、73年は福祉元年と喧伝された時期である。

第三期、90年代には社会保障裁判第三の波が起こる。加藤訴訟に代表される生活保護裁判で次々に原告勝訴判決が生まれる。この時期の原告の主張には、憲法25条生存権、14条に加え、憲法13条の人間の尊厳、自己決定・選択の自由という社会保障の理念、原理、原則が掲げられる。

現在の第四期は、生活保護の老齢加算復活を求める生存権裁判に代表される。ALS24 時間介護訴訟、障害無年金訴訟、障害者自立支援法訴訟、母子加算廃止訴訟等、年金、医療、介護、福祉サービス等、子どもから高齢者、患者、障害のあ

る人等へ対象が広がっている。訴訟形態も朝日、 堀木に代表される原告一人といういわば代表訴訟 から多数の原告、場所で提訴される集団訴訟的形 態をとっているのが大きな特徴である。

### 3) 生存権裁判から1万件審査請求運動・新 たな生存権裁判へ

その第四の波を象徴するのが、2005年から全国 9 都府県でたたかわれている生活保護の老齢加算廃止を巡る生存権裁判である。現在、青森、熊本事件が最高裁に、兵庫事件が大阪高裁に係属し、最後の山場を迎えている。

老齢加算の廃止は、生活保護基準の引き下げに他ならない。「加算」は、決して、「余分」、「おまけ」ではなく、加算してこそ最低基準が満たされる。「社会保障制度改革」が狙っているのは生活保護基準全体の引き下げである。年金、医療、介護、保育等社会保障削減、さらには最低賃金そして就学援助、奨学金等教育水準の引き下げにつながり、税金、保険料、一部負担等国民負担も労せずして引き上げられるからである。

生存権裁判敗訴となれば、生活保護を受けている高齢者のみではなく、子どもから高齢者まですべての働く人々の生命、生存、生活、健康、文化の権利が侵害・剥奪される。生存権裁判勝訴こそ、「社会保障制度改革」に対する有力な反撃の一里塚であり、福祉国家建設へのみちである。

2013年8月からの三度にわたる生活保護基準の引き下げに対しては、審査請求は1万4千件を超えた。年金引き下げに対しての審査請求は12万件を超えている。国民の権利保障に寄与できる簡便な制度として審査請求、異議申し立て等の不服申し立て制度があり、人権としての社会保障の発展に大きな力となっている。

さらに生活保護基準引き下げに対する審査請求 が、全47都道府県で起こされていることも画期 的である。生活保護を受けるのは恥だという意識 が田舎に行けばいくほど根強く、息をひそめ、隠れるように暮らしている人も多い。まして審査請求・裁判で「お上」に物をいうなどとんでもない、という風潮である。

新たな生活保護基準引き下げ裁判は全国 24 都 道府県で約800名、年金裁判は34 都道府県約3400人の原告が立ち上がっている。生存権裁判 勝訴、そして、新たな裁判をも視野に入れた大運動が展開されている。

朝日訴訟、堀木訴訟運動は、社会保障そして人権の歴史に輝かしい歴史を刻んだ。しかし、原告は朝日茂、堀木文子と1人であった。その意味では、全都道府県の人々が立ち上がっている生存権裁判そして今回の引き下げ違憲訴訟は、日本の人々の権利・人権意識の高まりを示す新たな時代を画するものである<sup>11)</sup>。

#### おわりに――憲法 97 条を死守する

社会保障裁判は、憲法 97 条の認める権利のための闘争(struggle)そして、憲法 12 条の憲法・人権を保持し発展させるための「不断の努力」にほかならない。ところが、自民党憲法改正草案では、人権の本質としての「権利のための闘争」を否定し、97 条は全文削除されている。支配者や政府にとって一番「怖く」敵視しているのが、この闘争史観だということである。何としても、私達の「不断の努力」を強め、97 条を死守し、9 条、25 条を保持し、発展させる必要があると思う。

(いのうえ ひでお・金沢大学名誉教授)

#### 注

- 1) この点、福祉国家と基本法研究会、井上英夫、 後藤道夫、渡辺治編『新たな福祉国家を展望す る一社会保障基本法・社会保障憲章の提言』旬 報社、2011年、井上『住み続ける権利一貧困・ 震災をこえて』新日本出版社、12年参照。
- 2) 井上「福祉国家・住み続ける権利・人権としての社会保障」民主主義科学者協会法律部会編

- 『改憲を問う―民主主義法学からの視座』『法律時報増刊』、日本評論社、14年、渡辺治『憲法9条と25条 その力と可能性』かもがわ出版、10年、参照。
- 3) 政策状況に対する厳しい認識が必要だと思う。 井上「「人権としての社会保障確立の課題」医療・福祉研究23号、14年、同「社会保障制度改悪に人権の旗を」『経済』、15年6月号、参照。
- 4) 詳しくは、前掲『法律時報増刊号』、井上「人権としての社会保障確立の課題―生存権裁判を中心に」矢嶋里絵他編著『人権としての社会保障―人間の尊厳と住み続ける権利』法律文化社、13年、参照。
- 5) 詳しくは、井上『高齢化への人類の挑戦』萌文社、03年、同「平和的生存権と高齢者権利条約」『ゆたかなくらし』、11年6・7月号、参照。
- 6) 井上「社会保障権の発展と社会保障憲章」小 川政亮編著『人権としての社会保障原則』ミネ ルヴァ書房、1985年、同「公的扶助の権利一権 利発展の歴史」河合幸尾編著『「豊かさの中の貧 困」と公的扶助』法律文化社、1994年、参照。
- 7) 前掲書『新たな福祉国家を展望する』、川崎和 代・井上英夫編著『代読裁判―声をなくした議 員の闘い』法律文化社、14年、参照。
- 8) 井上「生活保護法から独立生活保障法へ」『月 刊生活と健康』、11年1月号、参照。
- 9) 筆者は、障害者に換えて「固有のニーズをもつ人」という呼称を提唱している。「『固有のニーズ』をもつ人と人権保障」『障害者問題研究』、31巻4号、04年、参照。
- 10) 詳しくは、前掲「人権としての社会保障確立 の課題―生存権裁判を中心に」、井上「貧困・格 差問題とナショナルミニマムの全体構想」日本 社会保障法学会編『新・講座社会保障法第3巻』 法律文化社、12年、同「現代の貧困と人権」『人 権と部落問題』、15年9月号、参照。
- 11) 生存権裁判を支援する全国連絡会『朝日訴訟 から生存権裁判へ』あけび書房、14年、参照。